

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……(都市整備局住宅政策推進部不動産課)……一

○公共測量の実施(七件)……(都市整備局都市基盤部調整課)……一

○建築基準法による意見の聴取……(都市整備局市街地建築部調整課)……二

○建築基準法による道路位置の指定の変更(二件)……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……三

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(三件)……(環境局環境改善部化学物質対策課)……三

告示 (海区漁調)

○東京海区におけるかき漁業の制限………六

公告

○国土調査の成果の認証(三件)………七

……(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……七

○東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催………(環境局総務部環境政策課)……七

○東京都指定排水設備工事事業者の変更届出………(下水道局)……八

告示

●東京都告示第千四百八十二号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十九年九月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 日時 平成二十九年十月五日 午後三時
- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室
- 三 被聴聞者
 - (一) 商号 LPJリアルエステート株式会社
 - (二) 代表者氏名 代表取締役 松 貢平
 - (三) 主たる事務 新宿区新宿二丁目五番十二号 所の所在地
 - (四) 免許証番号 東京都知事(1)第九七三八〇号
 - (五) 免許年月日 平成二十七年一月十六日

●東京都告示第千四百八十三号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国分寺市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年九月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 国分寺市

二 測量の種類 公共測量(先行筆界点測量、街区細部図根測量、地籍図根多角測量、現況(地形)測量及び復元測量)

三 測量の区域 国分寺市並木町三丁目地内

四 測量の期間 平成二十九年九月十八日から平成三十年三月九日まで

●東京都告示第千四百八十四号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、昭島市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年九月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 昭島市
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 昭島市拜島町五丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十九年十月十六日から同年十二月十八日まで

●東京都告示第千四百八十五号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、西東京市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年九月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 西東京市
- 二 測量の種類 公共測量(測量標の一時撤去及び復元)

三 測量の区域 西東京市東伏見二丁目地内
 四 測量の期間 平成二十九年九月十日から同年十一月十五日まで

●東京都告示第千四百八十六号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、農林水産研修所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年九月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 農林水産研修所
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 八王子市地内
- 四 測量の期間 平成二十九年八月十日から同年十月三十一日まで

●東京都告示第千四百八十七号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、足立区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年九月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 足立区
- 二 測量の種類 公共測量(地籍図根多角測量)
- 三 測量の区域 足立区神明三丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十九年八月十六日から平成三十年一月三十一日まで

●東京都告示第千四百八十八号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都北多摩南部建設事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年九月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 三鷹市井口五丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十九年八月二十一日から同年九月三十日まで

●東京都告示第千四百八十九号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都西多摩建設事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年九月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 あきる野市菅生及び西多摩郡日の出町平等井各地内
- 四 測量の期間 平成二十九年八月十五日から平成三十年一月二十九日まで

●東京都告示第千四百九十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条第四項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第十四項の規定により、次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、知事に対し、意見の要旨並びに住居、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

平成二十九年九月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 公聴会を行う日時 平成二十九年十月五日(木曜日)午後二時から
 - 二 公聴会を行う場所 東京都庁第二本庁舎十階二〇九会議室
新宿区西新宿二丁目八番一号
 - 三 書面の提出先 東京都都市整備局市街地建築部調整審査担当(東京都庁第二本庁舎三階)
新宿区西新宿二丁目八番一号
電話〇三(五三八八)三三二七
 - 四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため
 - 建築主住 渋谷区代々木神園町一番一号
 - 所氏名 宗教法人明治神宮
中央区日本橋室町二丁目一番一号
三井不動産株式会社
 - 建築敷地 新宿区霞ヶ丘町五番一ほか
 - 地域地区 第二種中高層住居専用地域、準防火地域、第一種文教地区、二十メートル第二種高度地区、第二種風致地区、神宮外苑地区地区計画及び都市計画公園
- 工事種別 新築
- 申 請 の 概 要

及び用途 ホテル、飲食店及び自動車車庫
敷地面積 約四、三三〇平方メートル
建築面積 約一、七三〇平方メートル
延べ面積 約一五、八七九平方メートル
構造及び階数 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
地上十三階
高さ 四九・〇メートル
適用条文 建築基準法第四十八条第四項ただし書

●東京都告示第千四百九十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。
なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備えていて縦覧に供する。

平成二十九年九月二十七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

変更に係る道路の種類	変更年月日	変更に係る道路の位置	変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十九年九月一日	小金井市中町二丁目四十四番六、同番七、同番二十二、四十六番十一及び同番十二の各一部	延長 二八・四五 幅員(単位メートル) 四・〇〇

●東京都告示第千四百九十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。
なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備えていて縦覧に供する。

平成二十九年九月二十七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

変更に係る道路の種類	変更年月日	変更に係る道路の位置	変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十九年九月五日	東久留米市南町二丁目五十番九	延長 一〇・五〇 幅員(単位メートル) 四・〇〇

●東京都告示第千四百九十三号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

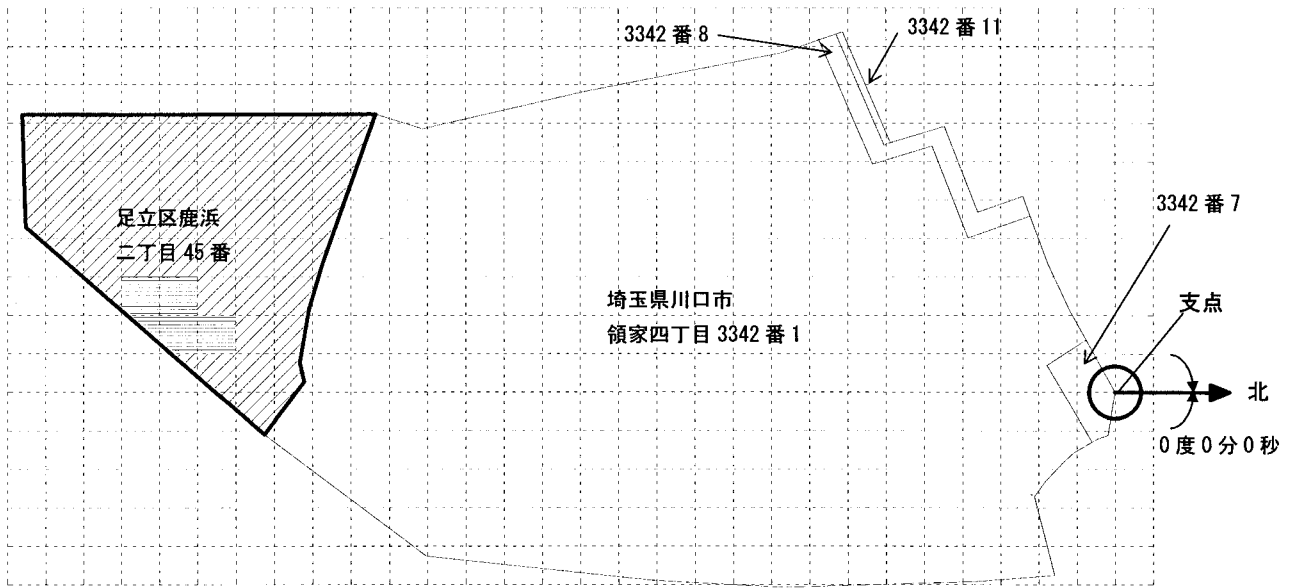
平成二十九年九月二十七日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区鹿浜二丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準

に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
四 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区域の一部は、規則第五十八条第四項第九号に該当する。

別図



【凡例】

- : 単位区画
- : 筆境界
- : 敷地境界
- : 形質変更所要届出区域
- : 形質変更所要届出区域(規則第58条第4項第9号に該当する区域)

【格子の回転角度(0度0分0秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【支点】

支点は、埼玉県川口市領家四丁目3342番7の最北端とする。

●東京都告示第千四百九十四号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更所要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

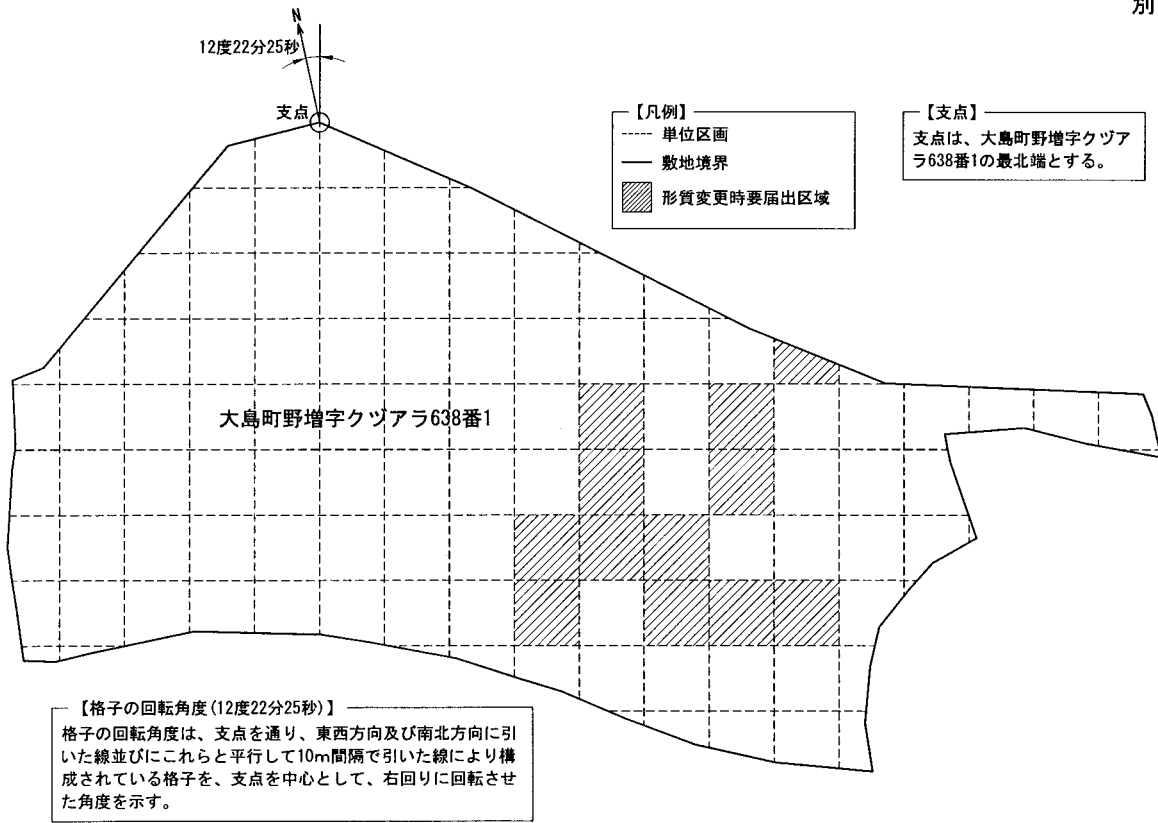
平成二十九年九月二十七日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更所要届出区域 別図のとおり(大島町野増字クヅアラ地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

別図



●東京都告示第千四百九十五号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年九月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区小台一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 クロロエチレン、シアン化合物、テトラクロロエチレン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ベンゼン並びにポリ塩化ビフェニル

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

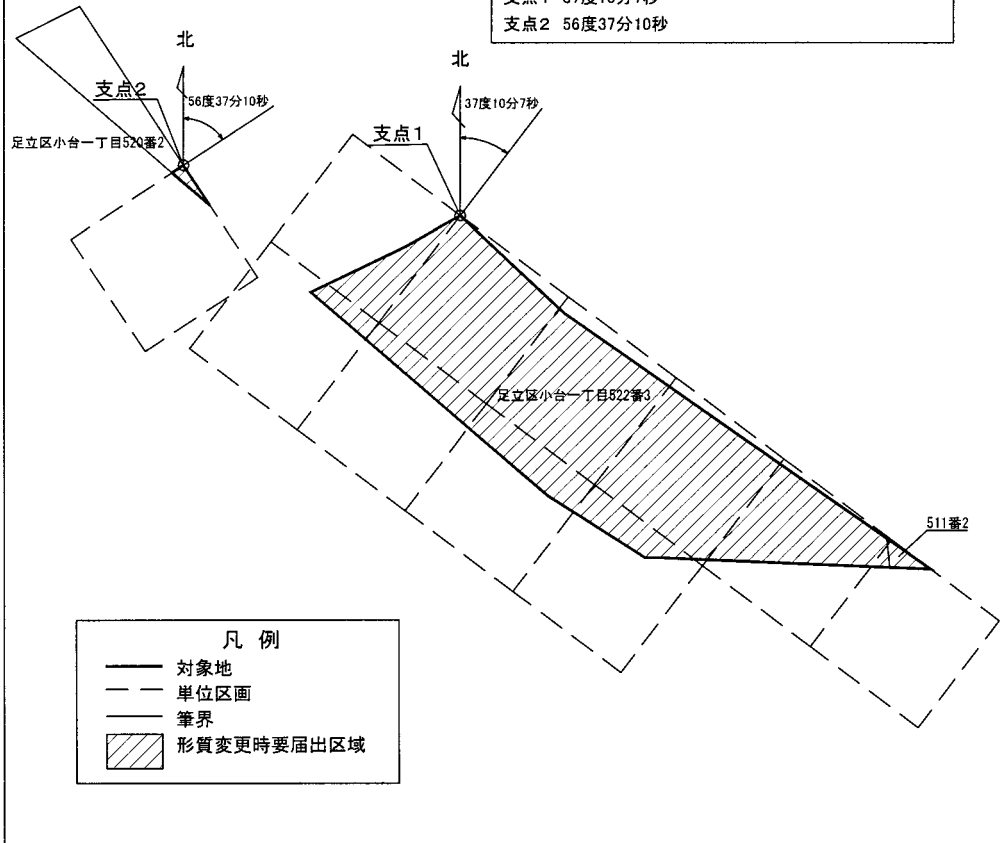
別図

【支点】

支点1は、足立区小台一丁目522番3の最北端とする。
支点2 X: -27201.169 Y: -6080.121
※支点2の座標は、日本測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。
支点1 37度10分7秒
支点2 56度37分10秒



告 示 (海区漁調)

●東京漁調指示第八号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定に基づき、東京海区(伊豆諸島海域に限る。)におけるかにかご漁業(以下「この漁業」という。)については、次のとおり制限する。

平成二十九年九月二十七日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

(禁止操業)

一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。

(一) 総トン数二十トン以上の船舶を使用する操業

(二) 平成三十年四月一日から同年十月三十一日までの操業

業

(承認操業)

二 この漁業を操業しようとする者は、東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

(一) 操業区域

この漁業の操業区域は、次の三区域とする。

ア A区域 大島陸岸から六海里以内の水域

イ B区域 利島、新島、式根島及び神津島各島陸岸から九海里以内の水域

ウ C区域 三宅島及び御蔵島陸岸から十海里以内の水域

水域

承認隻数

(二) 承認隻数

この漁業の操業を承認できる隻数は、A区域三隻、

B区域六隻及びC区域四隻を上限とする。

(三) 種類及び大きさの制限

甲幅十二センチメートル以下の「たかあしがに」については、採捕してはならない。

(四) 使用漁具

この漁業に使用することのできる漁具の規模等は、次のとおりとする。

ア かの大きさ

高さ 百センチメートル以内

直径又は幅 二百センチメートル以内

イ 持ちかご数 一隻につき二十個以内

ウ 網目 かの網目の目合四寸目(二・二・一二センチメートル)以上

エ 浮標綱(瀬縄)は、ワイヤロープ以外のものを使用する。

(五) 承認書の備付け及び操業旗章の掲揚

この漁業の承認を受けた者は、操業の際、使用する船舶ごとに委員会の交付した承認書を所持するとともに、委員会が別に定める操業旗章を掲揚しなければならない。

(六) 漁獲成績報告書の提出義務

この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに委員会が別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

(七) 取扱要領

この指示に定めるもののほか、この漁業に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

三 この指示の有効期間は、平成二十九年十一月一日から平成三十年十月三十一日までとする。

公 告

国土調査の成果の認証について

世田谷区における国土調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年九月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 調査を行った者 世田谷区

の名称

二 調査を行った期 平成二十七年八月から同年九月まで

間

三 成果の名称 世田谷区(鎌田三丁目)の地

籍図及び地籍簿

四 調査を行った地 世田谷区鎌田三丁目の一部

域

五 認証年月日 平成二十九年九月十四日

国土調査の成果の認証について

世田谷区における国土調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年九月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 調査を行った者 世田谷区

の名称

二 調査を行った期 平成二十八年一月から同年二月まで

間

三 成果の名称 世田谷区(鎌田四丁目)の地

籍図及び地籍簿

四 調査を行った地 世田谷区鎌田四丁目の一部

域

五 認証年月日 平成二十九年九月十四日

国土調査の成果の認証について

世田谷区における国土調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年九月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 調査を行った者 世田谷区

の名称

二 調査を行った期 平成二十八年二月

間

三 成果の名称 世田谷区(世田谷四丁目)の地

籍図及び地籍簿

四 調査を行った地 世田谷区世田谷四丁目の一部

域

五 認証年月日 平成二十九年九月十四日

東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第五十六条第一項の規定に基づき、八重洲二丁目

中地区第一種市街地再開発事業に係る環境影響評価書案及び見解書の内容について都民の意見を聴くため、次のとおり都民の意見を聴く会を開催する。

平成二十九年九月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 日時

平成二十九年十一月二日(木曜日) 午前十時開始

二 場所

中央区立環境情報センター 研修室一・二

中央区京橋三丁目一番一号 東京スクエアガーデン六階

三 公述申出の方法等

都民の意見を聴く会において公述しようとする者は、次のことを記載した公述申出書を平成二十九年十月十一日(水曜日)までに公述申出先へ持参又は郵送により提出すること。

- (一) 氏名(振り仮名を付すこと。)及び住所(法人その他の団体にあっては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地並びに都民の意見を聴く会において意見を述べようとする者の氏名(振り仮名を付すこと。)、住所及び役職名)並びに連絡先(自宅又は勤務先等)の電話番号
- (二) 対象事業の名称
- (三) 公述しようとする意見の要旨(八百字以内)

四 公述申出先

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担当
郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番
一号 東京都庁第二本庁舎二十三階

五 公述人の選定

- (一) 公述人の数は、二十五人程度とする。
 - (二) 公述しようとする者が多数あった場合には、抽せんにより公述人を選定する。
 - (三) 公述人を選定したときは、申出人に通知する。
- 六 公述の範囲及び公述時間
- (一) 公述人は、環境影響評価書案及び見解書の内容について、環境の保全の見地からの意見を述べるものとする。
 - (二) 一人当たりの公述時間は十五分以内とする。

七 傍聴の方法

傍聴を希望する者は、傍聴券の交付を受け、これを携帯して会場へ入場すること。

なお、傍聴券は、都民の意見を聴く会の当日、午前九時四十五分から会場入口において先着順に交付する。

八 注意事項

公述の申出がない場合、都民の意見を聴く会は開催しない。

九 都民の意見を聴く会に関する問合せ先

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担当
電話番号〇三(五三八八)三四五三(直通)

東京都指定排水設備工事事業者の変更届出について

東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第六条の規定に基づき、東京都指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があったので、同規程第七条の規定により公告する。

平成二十九年九月二十七日

東京都下水道局長 渡 辺 志津男

一 商号又は名称を変更した事業者

受理年	指定番号	新商号又は名称	旧商号又は名称	事業所所在地
平成二十九年	四九一八	株式会社 飯和建設	株式会社 飯和建設	昭島市緑町四丁目十五番二十号

受理年	指定番号	新商号又は名称	旧事業所所在地
平成二十九年	五〇二八	株式会社 リック株	港区芝一丁目十五番五号

二 事業所の所在地を変更した事業者

受理年	指定番号	商号又は名称	新事業所所在地	旧事業所所在地
平成二十九年	四七九六	株式会社 菱栄設備	千代田区九段南三丁目七番八号	港区芝一丁目十五番五号

受理年	指定番号	商号又は名称	新事業所所在地	旧事業所所在地
平成二十九年	四九一八	株式会社 飯和建設	昭島市緑町四丁目十五番二十号	昭島市緑町二丁目三番八号

受理年	指定番号	商号又は名称	新事業所所在地	旧事業所所在地
平成二十九年	五三八五	株式会社 リック株	港区芝一丁目十五番五号	港区芝二丁目五番一号

受理年	指定番号	商号又は名称	新事業所所在地	旧事業所所在地
同日	四七九六	株式会社 菱栄設備	千代田区九段南三丁目七番八号	板橋区成増一丁目一番九号

受理年	指定番号	商号又は名称	新事業所所在地	旧事業所所在地
同日	四七九六	株式会社 菱栄設備	千代田区九段南三丁目七番八号	板橋区成増一丁目一番九号

受理年	指定番号	商号又は名称	新事業所所在地	旧事業所所在地
平成二十九年	四六三六	株式会社 堀田工業	江戸川区中葛西八丁目	江戸川区南葛西七丁目

八月二十三日

十一番十八号 T・K なぎさニユ
UNIBIL 1タウン四
一階 号棟六〇八
号

三 代表者を変更した事業者

受理年 月日 指定番号 商号又は名称 新代表者名 旧代表者名

平成二十九年八月十日 二八五八 有限会社 藤平設備 藤平 芳隆 藤平 昭男

日

同月十七日 四七七五 株式会社 ビビヤト 大野 賢 大野幸次郎

同月二十三日 四六三六 有限会社 堀田工業 堀田 泰右 堀田 宏史

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号(代)

郵便番号
113-0001



この用紙は、再生紙のうえ
リサイクルできます。